2021 年３月

お客さま　各位

静岡県労働金庫

投資信託および国債に係る約款変更等のお知らせ

平素は〈ろうきん〉に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、法令等の改正、お客さまのお取引等に係る報告書の交付変更および電子端末（タブレット端末）を使用したお取引の範囲拡張等に伴い、投資信託および国債に係る約款の変更等を予定しております。

つきましては、下記のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

１．対象の約款

（１）「投資信託総合取引約款」
（２）「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」
（３）「特定口座約款」
（４）「国債・投資信託　電子サイン取引に関する約款」

２．変更概要

約款の変更概要は次のとおりです。なお、詳細は、次ページ以降に掲載の「約款変更 新旧対照表」をご参照ください。

（１）法令改正
非課税口座開設手続きの簡易開設手続きへの一本化等に伴い、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の記載を変更します。

（２）お取引等に係る報告書
「取引残高報告書」および「特定口座年間取引報告書」の作成・交付条件の変更に伴い、「投資信託総合取引約款」および「特定口座約款」の記載を変更します。

（３）電子端末（タブレット端末）を使用したお取引の範囲拡張
電子端末（タブレット端末）を使用したお取引等の受付に係る取扱いについて、新たに「国債・投資信託　電子サイン取引に関する約款」として規定します。

３．変更実施日

2021 年４月１日（木）から変更後の約款および新約款を施行させていただきます。

４．お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以　上

約款変更 新旧対照表

■「投資信託総合取引約款」

条項		変更後	変更前
第 11 条	投資信託の購入注文	1　総合取引の申込みをされたお客様は、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出することにより投資信託購入のご注文ができます。	1　総合取引の申込みをされたお客様は、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出することにより投資信託購入のご注文ができます。また、当金庫所定の電子端末を使用する場合には、電子端末に入力された申込事項を確認のうえ、電子署名をいただくとともに、当金庫所定の本人確認を行うことにより投資信託購入のご注文ができます。
第 12 条	換金の取扱い	1　換金を申込む場合には、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出してください。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可とされている日には、換金の申込みはできません。	1　換金を申込む場合には、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出してください。また、当金庫所定の電子端末を使用する場合には、電子端末に入力された申込事項を確認のうえ、電子署名をいただくとともに、当金庫所定の本人確認を行うことにより換金の申込みができます。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可とされている日には、換金の申込みはできません。
第 17 条	取引および残高の報告	2　当金庫は、金商法等に従い、四半期に1回以上、当該期間におけるお取引の内容ならびにお取引後の残高を記載した取引残高報告書を作成し、お客様に交付します（ただし、残高がない場合を除きます。）。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書を作成し、お客様に交付します。	2　当金庫は、金商法等に従い、四半期に1回以上、当該期間におけるお取引の内容ならびにお取引後の残高を記載した取引残高報告書を作成し、お客様に交付します。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書を作成し、交付します。
第 53 条	定時定額取引の申込方法	1　定時定額取引を申込むときは、当金庫所定の申込書に必要事項を記入し、指定預金口座の届出の印鑑により署名・捺印のうえ、当金庫に提出してください。また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトにより定時定額取引を申込むこともできます。申込みを受付後、当金庫が承諾した場合に限り定時定額取引を開始することとします。	1　定時定額取引を申込むときは、当金庫所定の申込書に必要事項を記入し、指定預金口座の届出の印鑑により署名・捺印のうえ、当金庫に提出してください。当金庫所定の電子端末を使用する場合には、電子端末に入力された申込事項を確認のうえ、電子署名をいただくとともに、当金庫所定の本人確認を行うことにより定時定額取引の申込みができます。また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトにより定時定額取引を申込むこともできます。申込みを受付後、当金庫が承諾した場合に限り定時定額取引を開始することとします。

条項		変更後	変更前
第 56 条	申込内容の変更	1　指定投資信託の銘柄の追加または既存の定時定額取引申込内容の変更は、お客様が変更を希望される引落日の 5 営業日前までに当金庫所定の申込書に必要事項を記入し、お届出の印鑑により署名・捺印のうえ、取扱店にお申込みください。また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトにより変更を申込むこともできます。	1　指定投資信託の銘柄の追加または既存の定時定額取引申込内容の変更は、お客様が変更を希望される引落日の 5 営業日前までに当金庫所定の申込書に必要事項を記入し、お届出の印鑑により署名・捺印のうえ、取扱店にお申込みください。指定投資信託の銘柄の追加について、当金庫所定の電子端末を使用する場合には、電子端末に入力された申込事項を確認のうえ、電子署名をいただくとともに、当金庫所定の本人確認を行うことにより指定投資信託の銘柄の追加申込みができます。 また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトにより変更を申込むこともできます。
第 73 条	免責事項	当金庫は、次に掲げる損害については、その賠償責任を負いません。 ①　当金庫所定の申込書、依頼書、諸届、証書その他の書類等に捺印された印影とお届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて行った投資信託の購入・換金、お預りした受益証券等または金銭の返還、投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いにより生じた損害 ②　お客様が当金庫所定の手続きを行わず、または捺印された印影が届出の印鑑と相違するために、上記①の取扱いを当金庫が行わなかったことにより生じた損害 ③　災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、上記①の取扱いが不能または遅延したことにより生じた損害 ④　当金庫が第 63 条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ⑤　電信または郵便の誤謬、遅滞等当金庫の責に帰すことのできない事由により生じた損害	当金庫は、次に掲げる損害については、その賠償責任を負いません。 ①　当金庫所定の申込書、依頼書、諸届、証書その他の書類等に捺印された印影とお届出印の印鑑とを相当の 注意をもって照合し、相違ないものと認めて行った投資信託の購入・換金、お預りした受益証券等または金銭の返還、投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いにより生じた損害 ②　お客様が当金庫所定の手続きを行わず、または捺印された印影が届出の印鑑と相違するために、上記①の取扱いを当金庫が行わなかったことにより生じた損害 ③　当金庫所定の電子端末にて申込みを受けた場合、当金庫が相当の注意をもって本人確認を行い、本人と相違ないものと認めて行った投資信託の購入・換金、お預りした受益証券等または金銭の返還、投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いにより生じた損害 ④　当金庫所定の電子端末にて申込みを受けた場合、本人であることが確認できなかったために、上記③の取扱いを当金庫が行わなかったことにより生じた損害 ⑤　災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、上記①の取扱いが不能または遅延したことにより生じた損害

条項		変更後	変更前
第 73 条	免責事項		⑥　当金庫が第 63 条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ⑦　電信または郵便の誤謬、遅滞等当金庫の責に帰すことのできない事由により生じた損害

■「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」

条項		変更後	変更前
第 2 条	非課税口座開設届出書等の提出等	1　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」(すでに当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をい	1　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 24 項に基づき、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（すでに当金庫に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限ります。）、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（すでに当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定（第 3 条第 1 項で定義されます。以下本条において同じ。）または累積投資勘定（第

条項		変更後	変更前
第2条	非課税口座開設届出書等の提出等	います。ただし、当金庫との取引においては、非課税管理勘定では第5条に規定するもののうち公募非上場株式投資信託受益権、累積投資勘定では第5条の2に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。	3条の2第1項で定義されます。以下本条および第3条において同じ。）を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、非課税管理勘定では第5条に規定するもののうち公募非上場株式投資信託受益権、累積投資勘定では第5条の2に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当金庫にて保管いたします。
第2条	非課税口座開設届出書等の提出等	2　「非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に重複して提出することはできません。	2　「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に重複して提出することはできません。「非課税口座簡易開設届出書」の提出後、重複申請等の理由により非課税口座の開設ができないことが判明した場合、当初から非課税口座が開設されなかったものとして取扱います。この場合、すでに非課税口座で買付または換金した上場株式等があるときは、当初から課税口座で買付または換金したものとして取扱い、当該上場株式等から生じる配当所得等については遡及して課税されます。また、当初から非課税口座が開設されなかったものとして取扱うために必要となる当金庫の手続きが完了するまでの間、新たな取引を制限させていただくことがあります。

条項		変更後	変更前
第 2 条	非課税口座開設届出書等の提出等	3　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。	3　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
		4　当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①　1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき ②　10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき	4　当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①　1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合には、非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき ②　10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合には、非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
		5　お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。	5　お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。
		6　当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定がすでに設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	6　当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに、非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定がすでに設けられている場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

条項		変更後	変更前
第２条	非課税口座開設届出書等の提出等	7　2017 年 10 月 1 日時点で当金庫に開設した非課税口座に 2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第１項の規定を適用します。	7　平成 29 年 10 月 1 日時点で当金庫に開設した非課税口座に平成 29 年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第１項の規定を適用します。
第３条	非課税管理勘定の設定	1　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第２条第１項の「非課税口座開設届出書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。	1　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第２条第１項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
		2　非課税管理勘定は、前項の勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	2　非課税管理勘定は、前項の勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

条項		変更後	変更前
第3条の2	累積投資勘定の設定	1　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税口座開設届出書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。	1　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
		2　累積投資勘定は、前項の勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	2　前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
第5条	非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲	当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受入れます。	当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限ります。）のみを受入れます。

条項		変更後	変更前
第5条の2	累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲	当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受入れます。 ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの ② 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等	当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受入れます。 ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの ② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

条項		変更後	変更前
第 7 条	非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知	2　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受入れなかったものであって、累積投資勘定に受入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	2　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受入れなかったものであって、累積投資勘定に受入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。
第 8 条	非課税管理勘定終了時の取扱い	1　本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします。（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）	1　本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
第 8 条	非課税管理勘定終了時の取扱い	2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①　お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して第 5 条第 2 号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合　非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管	2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①　お客様から非課税管理勘定の終了する年において、当金庫が定める日までに、当金庫に対して第 5 条第 2 号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合　非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

条項		変更後	変更前
第 8 条	非課税管理勘定終了時の取扱い	② お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管	② お客様から非課税管理勘定の終了する年において、当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管
第 8 条の 2	累積投資勘定終了時の取扱い	1　本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします。(第 2 条第 6 項により廃止した累積投資勘定を除きます。)	1　本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した累積投資勘定を除きます。)。
第 8 条の 2	累積投資勘定終了時の取扱い	2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管	2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年において、当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管
第 9 条	累積投資勘定を設定した場合の所在地確認	1　当金庫は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に確認いたします。	1　当金庫は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。

条項		変更後	変更前
第 9 条	累積投資勘定を設定した場合の所在地確認	2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。	2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
第 10 条	非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き	2　お客様が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の 9 月 20 日までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。	2　お客様が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の 9 月 20 日までに、当金庫に対して「金融商品取引業者等変更届出書」をご提出いただく必要があります。この場合において、当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項の規定を適用します。
第 10 条	非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き	3　2024 年 1 月 1 日以後、お客様が当金庫に開設した非課税口座（当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。	3　平成 36 年 1 月 1 日以後、お客様が当金庫に開設した非課税口座（当該口座に平成 35 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
第 11 条	非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い	1　お客様が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから課税口座での取引として取り扱わせていただきます。	（条項追加　以下、条項繰り下げ）

条項		変更後	変更前
第 11 条	非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い	2　前項の場合、非課税口座で買付または換金した上場株式等がすでにあるときには、当初から課税口座で買付または換金したものとして取扱うものとし、当該上場株式等から生じる配当所得等については遡及して課税されます。また、当初から非課税口座が開設されなかったとするために必要となる当金庫の手続きが完了するまでの間、お客様の新たな取引を制限させていただくことがあります。	（条項追加　以下、条項繰り下げ）
第 12 条	非課税口座取引である旨の明示	1　お客様が受入期間内に、当金庫への買付の委託により取得をした上場株式等、または当金庫が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。 なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)	1　お客様が受入期間内に、当金庫への買付の委託により取得をした上場株式等、または当金庫が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。 なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)。
第 13 条	契約の解除	次の各号に該当した場合には、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①　お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 ②　租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日 ③　お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）	次の各号に該当したときは、この契約は解除されます。 ①　お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき ②　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があったとき ③　お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき

条項		変更後	変更前
第 13 条	契約の解除	④　お客様の相続人・受遺者による相続･遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日 お客様がこの約款の変更に同意されない場合	④　お客様の相続人・受遺者による相続･遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があったとき お客様がこの約款の変更に同意されないとき
第 15 条	約款の変更	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。

■「特定口座約款」

条項		変更後	変更前
第 12 条	特定口座年間取引報告書等の送付	1　当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通を翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。また、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様の特定口座において、上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がある場合のみ交付いたします。	1　当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通を翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。また、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。

以　上